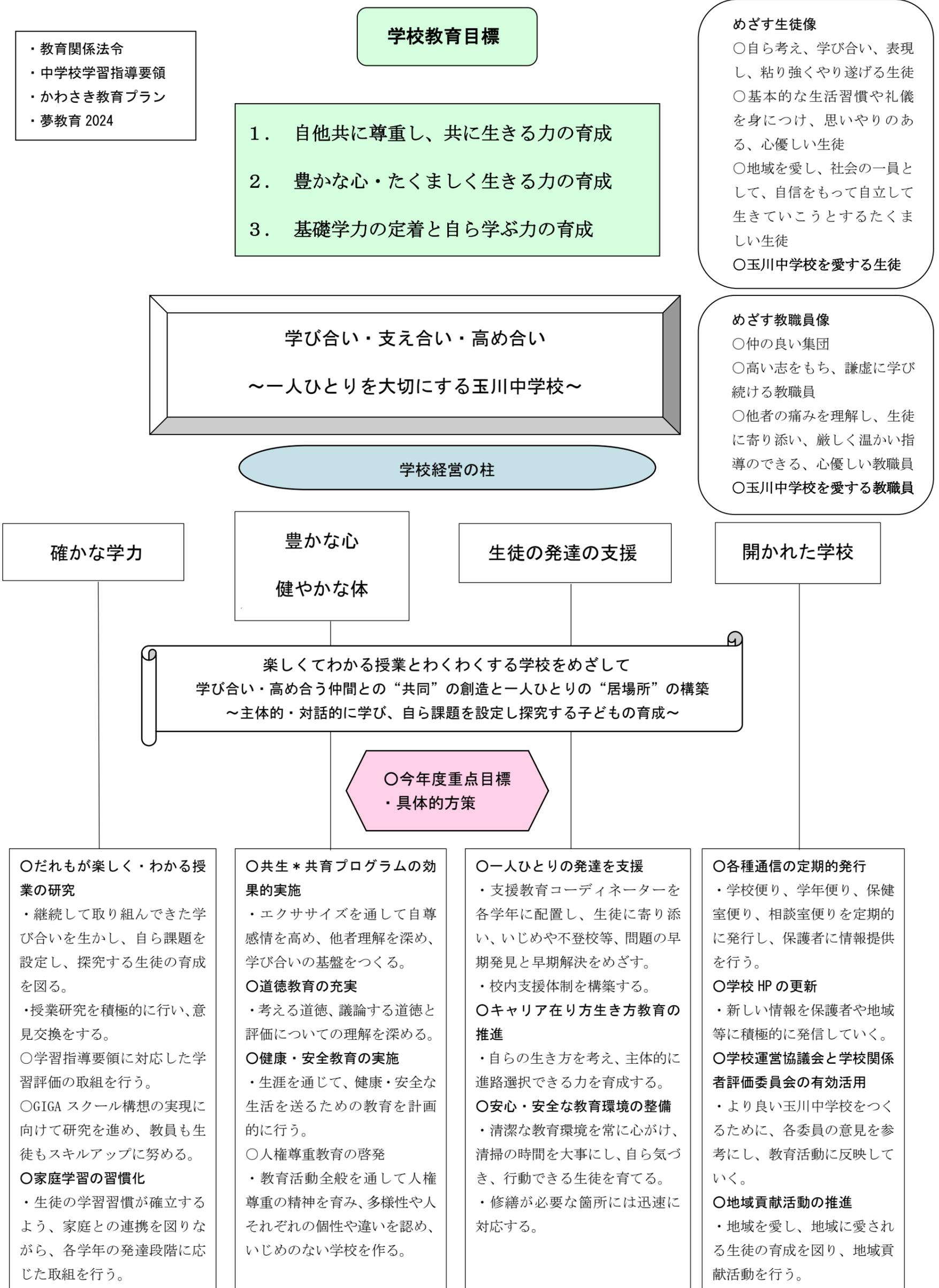


川崎市立玉川中学校 いじめ防止基本方針

1 2024年度 学校経営計画



2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめ防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にする事で、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくれます。

③ 定期的なアンケートを実施します

定期的に学校生活アンケートを実施し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

・ 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議(以下、「対策会議」という)は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、校内のいじめに関する情報の集約と共有し、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的(いじめを認知した場合には状況に応じて)に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、**解消**を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの**確・迅速**に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、**管理職、及び生徒指導担当者、支援教育コーディネーター**等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「**ケース会議**」という）を**迅速**に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、**事実確認**の方法や役割分担の確認、対応方針及び**支援・指導体制**の決定をし、解決に向けた**支援・指導**を行い、保護者との連携を**管理職のリーダーシップ**のもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の**対応方針及び支援・指導体制**等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対を守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。また、いじめを防げなかったことを見つめなおさせ、再発防止の具体的な手立てを指導します。さらに学級・学校・学校全体へと広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

川崎市いじめ防止基本方針に基づき対応します。

6 2024年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【いじめ防止対策会議の構成】

< 常 任 >

校長、教頭、生徒指導担当教諭、教務主任、学年主任、特別支援級主任、総括教諭、支援教育コーディネーター、養護教諭、部活動顧問長、スクールカウンセラー

< 必要に応じて派遣要請 >

スクールソーシャルワーカー、PTA 役員、学校教育推進会議委員

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・いじめ防止対策会議の運営・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当教諭）
- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・（校長・教頭）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（特活生徒指導部）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭・生徒指導担当教諭）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（特活生徒指導部）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳教育担当教諭）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（いじめ防止対策会議）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（特活生徒指導部）
- ・相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（特活生徒指導部・スクールカウンセラー）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・（校長・教頭・生徒指導担当教諭・支援教育コーディネーター・養護教諭他）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・学級委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（特活生徒指導部）
- ・PTA玉中委員会との連携・・・・・・・・（生徒指導担当教諭・PTA玉中委員会担当教諭）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・（校長・教頭・生徒指導担当教諭・地域教育会議担当教諭）

【関係機関との連携】

- ・警察・こども家庭センター・少年保護センター等との連携・・・・・・・・（生徒指導担当教諭）

7 2024年度 いじめ防止等対策年間計画

| 月 | 活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・特活生徒指導部会・職員会議等） |
|----|---|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認・構成員の確認・役割分担・年間指導計画確認 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・教育相談アンケート・教育相談の実施・「教育相談」を受けての対応と報告 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について、学年ごとに申し合わせ ・携帯、スマートフォン教室実施 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止標語の募集・地域訪問の実施 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・【生徒指導点検強化月間】の取組 （いじめ防止標語コンクール実施・生徒会、委員会による啓発活動・その他） ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回効果測定の実施・「効果測定」を受けての対応と報告 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み期間中の対応確認・夏休み前面談（三者面談）の実施 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談アンケート・教育相談の実施 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・「教育相談」を受けての対応と報告 ・前期の反省のまとめと後期の具体的な取組の確認 |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校生活アンケート／実施に向けた内容検討 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回効果測定の実施・「効果測定」を受けての対応と報告 |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施 ・学校生活アンケート集約について ・学校生活アンケート結果を受けての対応について |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・冬休み前面談（三者面談）の実施 |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談アンケート・教育相談の実施・「教育相談」を受けての対応と報告 ・第3回効果測定の実施・「効果測定」を受けての対応と報告 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・【学校体制振り返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施 ・学校生活アンケート集約について ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し |

◎本校のいじめ防止に向けた取組

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・各種委員会による生徒朝会での呼びかけ
- ・生徒会・学年委員会による朝のあいさつ運動
- ・福祉委員会主催の地域清掃

[交流活動の活性化]

- ・生徒会による全校交流
- ・職場体験での高齢者施設訪問
- ・委員会活動（募金奉仕活動、あいさつ運動）
- ・小中連携「子ども会議」（地域教育会議）
「小中職員合同研修」
「中学校体験授業・体験部活動」

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーン（生徒会・委員会主催）の実施
- ・生徒会年間テーマの設定、掲示

保護者の取組（PTA 活動）

- ・玉中委員会の活動
- ・広報誌での呼びかけ
- ・地域パトロール
- ・地域見守り活動

地域住民の取組

- ・地域パトロール
- ・地域での見守り活動